

# 医療法人社団 明生会

## イムス札幌内科リハビリテーション病院

### 通所リハビリテーション運営規定

2024年6月1日改訂

第1条 医療法人社団明生会イムス札幌内科リハビリテーション病院が開設する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### (事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供し、利用者の家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第3条 (1) 医療法人社団明生会イムス札幌内科リハビリテーション病院が実施する通所リハビリテーションの従事者は、介護保険法または医療保険の定めるところにより、主治医の指示に基づき理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護者等のその有する能力に応じ身体機能訓練、療養生活の指導、療養環境（家庭環境）の調整などの通所リハビリテーションを実施することで、利用者の家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とする。
- (2) 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- (3) 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

#### (名称及び所在地)

第4条 通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団明生会 イムス札幌内科リハビリテーション病院
- (2) 所在地 札幌市手稲区手稲金山124番地

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第5条 通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 理学療法士 2名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 理学療法士 10名 (常勤兼務)

作業療法士 2名 (常勤兼務)

言語聴覚士 2名 (常勤兼務)

従業者は、通所リハビリテーションの提供に当たる。

(3) 相談担当者 リハビリテーション科 課長 (常勤兼務)

相談担当者は、利用者からの相談及び苦情に対する窓口として対応する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、祝祭日及び年末年始を除く (12/30 午後～1/3)

②営業時間：平日 午前08時30分～午後17時30分

土曜日 午前08時30分～午後12時30分

サービス提供時間 平日 午前09時30分～午前11時00分

午後13時30分～午後16時00分

※午後送迎時間 ①13時～ ②14時～

※但し、サービス提供時間は1時間以上2時間未満とする

土曜日 午前09時30分～午後11時00分

(利用者の定員)

第7条 1単位につき40名

第8条 実施する通所リハビリテーションは次の通りとする。

(1) 医師の指示に基づく健康状態の観察、バイタルサインの測定

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション

①身体機能面に関すること

②日常生活動作 (移乗・食事動作・歯磨き・排泄・入浴他) に関すること

③言語機能やコミュニケーションに関すること

④食べること (飲み込み) に関すること

⑤居住スペースや療養環境の整備に関すること

(3) 利用者のご家族に対する、介護のアドバイス

(通常の事業の実施範囲)

第9条 札幌市手稲区 (金山・稲穂・星置・前田・明日風・曙・手稲本町・富丘・西宮の沢・新発寒) 小樽市 (一部地区)

(利用料その他の費用の額)

- 第 10 条 (1)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割とする（一部、2 割負担）。
- (2)紙おむつ代 130 円/枚  
リハビリパンツ 110 円/枚  
尿パット 30～80 円/枚
- (3)その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (4)前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者・家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記銘捺印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 11 条 (1) サービスの利用にあたっては、利用申込者又は、その家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- (2) 利用者は、事業所の設備及び備品を利用するにあたっては職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。

(非常災害対策)

- 第 12 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

(虐待防止について)

- 第 13 条 (1)事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	課長 塩原 貴之
-------------	----------

- (3)成年後見制度の利用を支援します。
- (4)苦情解決体制を整備しています。
- (5)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(サービスの利用にあたっての禁止行為について)

第14条 当事業所は、利用者又はご家族から従業員に対する以下の行為が明らかとなった場合には、利用契約を終了することがあります。

- (1) 従業員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 従業員の身体及び財物の損傷、又は破壊する行為。
- (4) 利用者様からの金銭・物品の授受など。

(その他運営に関する重要事項)

第15条(1) 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 年1回

(2) 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団明生会イムス札幌内科リハビリテーション病院と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

附則

この規定は、2024年6月1日から施行する

2017年12月1日 改訂

2020年3月1日 改訂

2022年4月1日 改訂

2024年6月1日 改訂